川越市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）に対する意見募集の結果

１　概要

⑴　募集期間　　平成３０年１２月５日（水）～平成３１年１月３日（木）
⑵　募集対象者　　市内在住、市内在勤、市内在学、利害関係者
⑶　周知方法　　市ホームページ
⑷　条例案の閲覧
ア　川越市役所本庁舎３階介護保険課、各市民センター、南連絡所における紙ベースによる閲覧
イ　市ホームページにおける電子媒体での閲覧
⑸　意見の提出方法
件名、氏名（法人又は団体の場合は名称及び代表者氏名）、住所（法人又は団体の場合は主たる事業所の所在地）、連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号又はメールアドレス）及び意見を記入の上、介護保険課へ持参、郵送、ＦＡＸによる提出又は電子申請による提出

２　募集結果

⑴　応募者数　１名
⑵　意 見 数　１件
⑶　意見の概要と意見に対する市の考え方

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	資料を拝見した限りだと、他の方の保険証を見せて医療を受ける「なりすまし医療」の対策を呼びかける文面を感じました。 新聞でも取り上げており、早急な対応が必要となると思います。 国では対策として、住民票の写しを提示することを呼びかけていますが、病院で簡単に住民票のコピーを取って来れる環境ではありません。 マイナンバーカードでコンビニでの発行も可能になった時代ですから、病院周辺のコンビニで住民票の写しを発行出来る環境を整えると共に住民全体に呼びかける必要があると思います。 更に、外国の方が医療を受けるということで言語に堪能な人材の確保が必要だと思います。 確保しやすくする為にも、医療現場の長時間労働是正や院内保育園の整備を進めていって下さい。ご検討下されば幸いです。	本条例（案）に直接関係する内容ではないため、今後の参考とさせていただきます。